



Title	Verfassungsgeschichteについて : W・シュレジンガーと O・ブルナーの場合
Author(s)	山田, 欣吾
Citation	一橋論叢, 64(5): 519-538
Issue Date	1970-11-01
Type	Departmental Bulletin Paper
Text Version	publisher
URL	http://doi.org/10.15057/2330
Right	

Verfassungsgeschichte について

— W・シュレジンガーとO・ブルンナーの場合 —

山 田 欣 吾

この小稿の目的は、ドイツの代表的中世史家たちにより Verfassungsgeschichte (「国制史」という訳語がほぼ定着しているが、国制という日本語から逆に Verfassung の理解が影響されるのを避けるため、なるべく原語で表示することにしたい) が研究される場合の、いわば理論的、方法的側面について若干の整理をしておくことである。それは、私自身がドイツ中世国家史を研究するなかで、改めて「何をどう書いたらドイツ中世国家をえがいたことになるのか」という最も素朴な基本問題に当面せざるをえなかったところから、それを考えていく上での一つの不可避のステップとして要請されるにいたった作業である。したがって、ここでは、「ドイツ中世

国制史」の「古典学説」や「新学説」が語られる意味での、歴史像としての学説が問題になるのではなく、現代のドイツ中世史家により、そもそも Verfassung なる概念はどう構成されているか、Verfassungsgeschichte とは一歴史科学としていかなる性格のものと考えられているのか、等々といった水準の問題だけがとりあげられることになる。また、覚書以上の意図をもたぬ本稿においては、検討に値する歴史家としてオットー・ブルンナー (Otto Brunner) とワルター・シュレジンガー (Walter Schlesinger) をとりあげる理由は、専ら私の恣意的判断にかかるとし、その研究史上の位置づけは研究史そのものの展望⁽¹⁾とともに、ここではさしあたり考察外にと

どめておきたい。

(1) 研究史をドイツ中世国家論争の観点から整理したすぐれた論述として、すでに堀米庸三「中世国家の構造」(『社会構成史体系』第三部、昭和四年)があり、そこではオットー・ブルンナーの研究史上の劃期的意義が正確に指摘されている。またブルンナーについては、堀米庸三「中世独逸国家に関する一研究」(『歴史学研究』十二・七・八、昭和十七年)、成瀬浩「Landständische Verfassung」考——身分制の歴史理論的把握のために——(中) (『北大文学部紀要』十四ノ三、昭四一、八九頁以降)を参照のこと。また「Verfassungsgeschichte」の歴史については、Hartung, Fritz, Zur Entwicklung der Verfassungsgeschichtsschreibung in Deutschland, in: Ders., Staatsbildende Kräfte der Neuzeit, Berlin, 1961, S. 431 ff. (zuerst gedruckt in 1956). Böckenförde, Ernst-Wolfgang, Die deutsche verfassungsgeschichtliche Forschung im 19. Jahrhundert, Zeitgebundene Fragestellungen und Leitbilder, Berlin 1961. など。

ある歴史家が国家の歴史を記述するために何をどのように研究するかは、何よりもまず、彼がいかなる生活現

実を国家なる言葉のもとで理解するか、そうした意味での彼の国家概念によって規定されている。ところが、実際には歴史家にとって彼の国家概念が常に鋭く自覚的に構成されているかというと必ずしもそうではなく、それがむしろその時代の日常語的常識の水準にとどまる場合の方が多い。これと同じことは、Verfassungsgeschichteの場合にもあてはまる。例えば、われわれはゲオルク・ヴァイツ⁽²⁾とかオットー・ヒンツェ⁽³⁾といった巨匠のもとでも、そのVerfassung概念そのものは意外に常識的に理解されているのを見出す。このような場合、歴史家の常識に学問的基礎を提供しているのは、同時代の傑出した理論家であり、歴史家の研究は基礎的骨組の点では決定的に理論家の仕事に依存しているのである。こうした意味で、本稿でとりあげられるブルンナーやシュレンガーに強い影響を与えている理論家といえば、例えばマックス・ウェーバー、カール・シュミットであり、その点を考慮すれば、まず、政治学者シュミットによるVerfassung概念の整理⁽⁴⁾を聞くところから、この考察をはじめののも必ずしも不適當ではなからう。

Verfassung という語は多義的であるが、シュミット

(47) Verfassungsgeschichte について

は「人も物もすべてのものがある Verfassung にあり、およそありうるすべてのものはある Verfassung をもつ」——この Verfassung は「ありよう」とでも訳すところか——という一般の語義は大きく切り捨てた上で、問題を国家の Verfassung だけに限定し、それでもなお極めて多様なこの概念をつぎのように整理する。すなわち、国家の統一的全体を意味する Verfassung なる語は、まづ大きく分けて、一、国家の具体的に存在する状態を意味する場合と、二、国家の規範の体系を意味する場合とがあり、それぞれにはさらに幾つかの異なった用法が属する。もっとも、シュミットは Verfassung 概念にもりこまれるそれらの意味をすべて適切なものと肯定してはいるのではない。彼にとって国家とは「決定的な政治的統一」であり、法実証主義の立場からするような「規範の体系」でも、いわゆる多元主義の立場からするような「政治的社会」でもない。⁽⁵⁾しかし、ここではその点をたな上げにして Verfassung 概念の多様なあり方をいちおう並列的に見ておこう。

一、実在的状态の意味における Verfassung 概念としては、①それはまず、「ある特定の国家の政治的統一と

社会的秩序の具体的な総態 (Gesamtzustand)」を意味する。シュミットによれば、「いかなる国家にも政治的統一と社会的秩序、統一と秩序についての何らかの原理、利害と力の衝突が危機的に達した場合に決断をくだす機関がある。」それがなければ、そもそも国家とはいえないような、そうしたものの総態が Verfassung である。

これは国家を統一的全体として見る場合のシュミット自身の把握方にはかならないが、後述するように、ブルナーはこの概念の包括性の故に、中世的 Verfassung についてもそれを援用することができたのである。この意味での Verfassung を日本語に移すとすれば、やはり「国制」⁽⁶⁾いがいに適当な訳は見当らない感じである。② ついで、Verfassung は政治的、社会的秩序の特別の様式⁽⁷⁾上下秩序の具体的様式⁽⁸⁾国家における支配の特別の形式(例えば君主政、貴族政、民主政)を意味する。「この場合 Verfassung は国家形態 (Staatsform) である」とシュミットはいう。③また、国家が静態的なものとしてではなく、生成しつつあるものとして把握される場合、換言すれば、政治的統一はい対立する利害、見解、活動の中から日々に形成されなければならぬものと

把えられる場合、Verfassung はその政治的統一の動態的生成の原理を意味する。

二、規範としての Verfassung は、①まず、国家的生活の総規範、他のすべての規範がそこに発すべき基本法の意味における「最高・最終的規範の統一・封鎖的体系」¹¹すなわち憲法を意味する。②Verfassung は、また、折々の実定法規としての成文憲法を意味する。しかし、それが法典としてのまとまりをもつからといって右の意味における規範的統一性をもつと考えるのは誤りだ、とシュミットは言う。③さらに特殊なケースとして、Verfassung は特定の内容をもった憲法のみを意味する。「立憲的」国家と「憲法なき」国家が語られる場合の憲法がそれであり、市民的自由が保証され、三権分立の体制がとられる等、特定の政治理想が満される限りでの憲法が Verfassung である。¹²

シュミットによる Verfassung 概念の分類はさらに続くが、歴史研究に多少とも関係のあるものとしては以上で充分であろう。そうした多様な Verfassung 概念のどれを基礎として Verfassungsgeschichte 研究がなされるかにより、その研究者が無限の生活現実の中から何を切

りとして来るかがまずきまる。例えば、規範的 Verfassung 概念を基礎とする場合には法史的 Verfassungsgeschichte が追求されるであろうし、実定的 Verfassung 概念に基づく場合にはその Verfassungsgeschichte は政治史的、社会史的ならざるをえないだろう。市民的・政治国家的ドイツ民族国家の実現を激しく希求した十九世紀中葉の自由主義的歴史家たち（例えばヴァイツ、ダールマン、ロートなど）の中世国制史研究が、その憲法理念（右の二—③に当る）によっていかに強く規定されていたかは、ベッケンフェルデの研究が詳細に検証したところである。今日では、彼らの理論モデルが中世史に適用されるには余りに時代錯誤的であったために、描かれた中世史像に歪みが生ぜざるをえなかったということを否定する人はあるまい。たしかに認識にとって概念はひとえに手段であって、それ以上のものでは決してないが、まさに認識の成否を左右する決定的な手段であるだけに、より有効な概念構成への探求は不断に要請されるわけであり、そうした意味で、現代ドイツの中世史家についても、その認識成果の研究と並んで、理論的、方法的基礎の検討が必要とされるのである。

- (2) Waitz, Georg, Deutsche Verfassungsgeschichte. 8 Bde. Kiel, 1844—78.
- (3) Hintze, Otto, Staat und Verfassung. Gesammelte Abhandlungen zur allgemeinen Verfassungsgeschichte. 2. Aufg., Göttingen 1962.
- (4) Schmitt, Carl, Verfassungslehre. Berlin 1928.
- (5) Schmitt, Carl, Der Begriff des Politischen. (Text von 1932 mit einem Vorwort und drei Corollarien) Berlin 1963.
- (6) Schmitt, Verfassungslehre. a. a. O., S. 3—41.
- (7) Böckenförde, Die deutsche verfassungsgeschichtliche Forschung. a. a. O., S. 74—134.

II

まず、ワルター・シュレジンガーの論文「Verfassungsgeschichte und Landesgeschichte」をとりあげたい。(6)の論文は、もともと「歴史諸科学の中で「ランデスゲンヒテ」なるものが占める位置を明らかにするための論集に寄せて書かれたものであり、「Verfassungsgeschichte」そのものについての深い方法的省察が意図されているわけではないが、このすぐれた実証史家は、そこにおいて「Verfassungsgeschichte」は何を対象とするのかという点

について、興味深い説明を行なっている。

シュレジンガーは論文の冒頭で「Verfassungsgeschichte」に端的な定義を与える。「ドイツ Verfassungsgeschichte はドイツ民族 (Volk) の政治的秩序 (politische Ordnung) の歴史である」と。そして「シュレジンガーにとっては、定義はそれで充分なのであり、「Volk, politische, Ordnung」という、それ自体まったく多義的な諸概念を多少とも厳密に確定しておこうと試みることを一切せずに、「その「政治的秩序」を現在と古ゲルマン時代とについて対比的に素描してみせる。そこにえがかれているのが「政治的秩序」なのであり、そうしたものを対象として研究するのが Verfassungsgeschichte だ」と論文を読み進む読者は会得させられるしくみである。

冒頭の定義にすぐ続けてシュレジンガーは書く。「政治的秩序そのものとして、現在では国家が現われる。それは民族を対外的に代表し、戦争と平和について決定し、法律を定め、それが守られるように配慮し、そうすることによって国内における法秩序を維持するのみならず、その役所組織を通じて日常生活の事柄をその隅々にいたるまでとりあげる、そこで日常生活の事柄は国家権力の

担い手の政治的統合意志の対象となり、それ自身、政治的性格を獲得するにいたる。」ところが、古ゲルマン時代に目を転じ、それを「一時よく行なわれたような理想化や十九世紀の歴史学に由来する描き損じを排して冷静に」観察するならば、画は何と異なることか。そこではタキトゥスが *civitas* と表現した部族 (*Stamm*) を、「もし人がそう言いたいのなら、ゲルマンの国家」とよんでもよい。しかし、その活動は近代国家のそれとは全く異なる。そこでは、戦争と平和や法秩序の維持(例えば裁判)すら、「それが宗教的行事である限りにおいてだけ、国家の事柄であるにすぎない。今日、国家的規制のもとに基本的に服していないただ一つの領域、宗教こそまさに太古時にあっては国家的生活の中心に位置する。部族団体は祭祀団体であり、部族集会——それは同時に軍事集会、裁判集会である——は本源的、ならびに第一義的に祭祀集会である。国事とは神々に対する供儀であり、神託であり、宗教的表象世界にふれる犯罪の追及であり、宗教的戦争である。宗教的でない犯罪、例えば殺人や掠奪は、これに反して、国家的刑罰追及の事項ではなく、また、宗教的でない戦争は国家によって遂行も阻

止もされなかった。⁽⁹⁾……国家の秩序は、他の諸秩序と並ぶ一つにすぎず、日々の生活にとって必ずしも最重要のものではない。……人々は日々の生活を他の諸秩序の中で行なう。……ハウス、ジッペ、ゲフォルクシャフト、ブント、恐らくは既にドルフにおいても。こうした諸団体は今日なら国家的とよばれる諸機能の大部分を担っており、それによってそれらは政治的性格を獲得する。」

一例をあげよう。「部族集会だけは、したがってそれに伴い軍隊と裁判もまた宗教的平和のもとにたつ。政治的団体としての部族それ自体は平和団体ではないか、非常に限られてしかそうではない。しばしば極めて些細な理由から発するフエーデが部族の内部においては日常事に属する。フエーデの担い手はハウス、ゲフォルクシャフト、ジッペである。ジッペはそれより狭いハウス団体と並んで唯一の平和団体である。……あるジッペの成員としてのみ個々人は法のもとにたち、友たち (*Freunde*) すなわち同族者の圈内において平和 (*Friede*) すなわち保護を享受し、彼は自由 (*frei*) である。……ジッペ内部においてのみ誠実 (*Treue*) と信頼が無条件に妥当し、人格の不可侵性が妥当する。部族団体つまり国家の内部

においては決してこうではない。ハウスとジッペの外では不信がつねに要請せられている。こうした「武器なしには一歩も歩けぬ」ような世界においては、可能な限り多くの武装徒士(Gefolte)をもつことが最上の保証であった。人々は「自力救済の法」の妥当するもつで、「暴力行為に対抗する後楯を国家にではなく、ハウス、ジッペ、ゲフォルクシャフトに見出す。つまり、今日では国家の最固有領域たる戦争と平和も法維持も、全部ではないにしても広汎に、もしそれが今日存在していたら国家の局面外にあるものとして「私的」と表現されたに違いないような諸団体、にまかされているのである。」

大要、以上のような説明から、シュレジンガーはさしあたり二つの結論をひきだす。すなわち「政治的秩序は一方において、われわれの時代で明らかなように、他の歴史的環境の中では政治的なるものの局面から退去しているような領域にまで拡がりうる。政治的秩序は他方において、ゲルマン古代が示すように、右と同じことがあてはまるような諸団体から発しうる」と。決して、手際のないままとは言い難いが、要するに一方では「政治的」権力が介入する対象領域ないしはとりあげる課題に

ついて、他方では「政治的」行為の担い手について、それらが時代とともに著しく変化したのだ、ということが指摘されているのである。後者の点については、シュレジンガーの説明で充分明らかであろうが、前者の点については、ゲルマン「国家」と現代国家の対比もさることながら、十九世紀の国家と現代国家とを対比して考えればよく分るだろう。また、この際に、マックス・ウェーバーが「政治的」団体、とくに「国家」をその活動内容から定義づけることを断念し、「およそ何らかの政治団体がどこかでとりあげたことのないような課題は恐らくあるまいし、また、われわれが政治的とよぶ団体——今日では国家、歴史的にみれば近代国家の先行者——にのみ常に排他的に固有であったような課題も恐らく存在しないだろう」と指摘していることを想起しておくのも無駄ではなからう。

シュレジンガーによれば、だから、政治的なるものの領域からはっきり区別されて、その干渉から守られるべきものと普通考えられている「私的なもの」の領域も、個人の「基本権」なるものも、また、それとは逆に、「最も多様な生活領域の秩序を不可抗的に自己の課題、

自己の権利として独占することを要求する国家概念も「歴史的觀察にとつては「相対的」なものとしてしか現われえない。「したがって、Verfassungsgeschichtlichな觀察の対象としての「Verfassung」は、「私的」領域から区別された「公的」領域の意味での政治秩序、または、統治者と被統治者の関係の規制という意味での政治秩序ではなく、遙かに広く理解しなければならぬだろう。

Verfassungsgeschichtlichな觀察の対象としての Verfassung は、当該ゲマインシャフトにおける生活を可能にする諸組織にして、政治的統合意志の対象となるか、そこから政治的活動が発しうる諸組織 (Einrichtungen) の総体、という意味での政治的秩序である。……そして、その政治的秩序の変化を歴史的経過において明らかにし、そうした変化の諸原因と諸条件を説明すること」が、Verfassungsgeschichte に課せられた第一の課題であるとシュレジンガーは結論する。

以上のようなシュレジンガーの議論は非常に多くの興味深い問題を含んでいるが、ここでは、われわれの関心に沿って三つの点を指摘するだけにとどめる。第一は Verfassung 概念の問題である。その概念構成に際して

シュレジンガーが自らに課している要請は、それがゲルマン古代にも近・現代にも妥当しなければならないということである。近・現代だけが問題であるならば、Verfassung 概念は国家について構成されればよい(ちょうどシュミットがそうしたように)。「政治的秩序そのものとして、現在では国家が現われる」とシュレジンガーが言うとき、彼はそのことを語っているのであり、それはまた、彼の Verfassungsgeschichte 研究の関心がいわば「国家」の的にしぼられていることを示している。しかし、中世や古ゲルマン時代には、シュレジンガーが簡潔に描きだしたように国家がない。だから、国家なき時代における「国家史」を国家に即した理論モデルで研究することは正しくない、とシュレジンガーは力説するのである。そこで、国家なき時代も国家の時代も一つに貫いて「国家史」を成りたため得るような基礎概念が求められることになる。それが「政治的秩序」なる概念であり、それは「当該ゲマインシャフトにおいて、政治的統合意志 (Ordnungswille) の対象となる「生活」組織、そこから政治的活動が発しうる組織の総体」と理解される。この規定は具体的研究のための対象指標としては有

益であるかもしれないが、Verfassung の一般的概念規定としては適切とは言いがたい。Verfassung といった総体概念を内容列挙的に規定することがそもそも無理なのである。シュレジンガーは Verfassung なる語を politische Ordnung に置きかえたとき、問題の核が「政治」にあることを正しく把握したのだが、その線を素直にのばせば、Verfassung とは「政治の観点からみた当該共同社会（ゲマインシャフト）の総態である」とすっきり規定せざるをえなかったはずなのである。

そこで、第二に「政治」であるが、シュレジンガーが Verfassungsgeschichte を問題にする場合、つねに関心の焦点が政治的なるものに据えられていることは明らかである。したがって、彼の Verfassungsgeschichte を理解するためには、どうしても政治概念の内容を知らなければならぬのだが、残念ながらそれは全く語られていない。しかし、言葉の使い方そのものには、「国家的」と「政治的」のトートロジーその他多少の混乱はみられるが、全体としてシュレジンガーの「政治的」なる言葉は、近代の国家にもゲルマン時代の部族、ジッペ、ゲフオルクシャフト、ハウスにも共通して備わる物的強制力

Ⅱ 権力を指向しているとみて間違いないであろう。しかも、その権力事象Ⅱ「正当な強制力を背景とした人間の人間に対する支配」（ウェーバー）が例えば宗教的生活局面に属していようと（部族の場合）、家の生活局面に属していようと（ハウスの場合）すべて政治的なるものの領域にとりこまれる。これは「国家」史の研究にとって極めて重要な視点である。その際、権力要素を含む団体がすべて「政治的団体」として同列にとり扱われてよいかどうか、血縁的共同体と地域共同体とをはっきり区別する必要があるのでないか、など極めて重大な問題が残されているが、ここはそうした点にまで立ちいるべき場所ではない。

第三に、シュレジンガーの論述全般を通じて、十九世紀らしいの伝統的 Verfassungsgeschichte の基本概念をなしてきた法学的概念が全く影をひそめ、もっぱら社会学的時間が語られているのは、やはり注目をひく点である。主権という言葉すら一度も使われていないこと象徴されるように、ここでは権力の法的性格などは問題にもならない。かつて法史学者のみならず歴史家の中心問題でもあった、例えば、ゲルマン部族王権をとくに民

会との関係において法概念的にどのように構成するか、王権とゲフォルクスヘル権力との関係、王権とジッペ首長権・家長権との関係を法学的にどう説明するか、といった事柄は全く関心の外に放逐される。それにかわって、いわば政治社会学的関心が前面にたち、当該共同社会における政治的行為のあり方が社会学的構造の相のもとで追求されることになる。シュレジンガーの語る言葉は、例えば政治団体、祭祀団体、平和団体であり、法よりもむしろ秩序であり、統合と支配である。実際、シュレジンガーの国制史研究は、全体として、地域史研究の方法と並んで社会学的思考様式によって支えられているのであり、しかも、これはシュレジンガーに限らず現代のドイツ中世史家に共通して認められるいちじるしい方法的特徴である。そしてドイツ中世国制史研究の動向を、ゾーム、ペロウ流の法史学的国制史から社会学的なそれに大きく転換せしめる上で決定的役割を果たしたのがつぎに考察するオットー・ブルンナーにはかならない。

(8) Schlesinger, Walter, Verfassungsgeschichte und Landesgeschichte, in: Hessisches Jahrbuch für Landesgeschichte, 3, 1953, S. 1—34, auch in Ders., Beiträge

zur deutschen Verfassungsgeschichte des Mittelalters. Göttingen 1963. Bl. II, S. 9—41.

(9) 部族団体が何よりもまず祭祀団体であることの指摘それ自体は正しい。しかし、シュレジンガーのこの叙述だけを讀むと、部族団体がひとえに祭祀団体でしかないような印象をもちかねないが、部族という地縁的で人的なゲマインシャフトの形成要因は遙かに複合的である。そして、最近の研究は部族的ゲマインシャフト形成における諸要因を、いったんは個別的に分析した上で、さらに統合の契機を追求するという方向に進んでいるものといえよう。Wenskus, R., Stammesbildung und Verfassung. Das Werden der frühmittelalterlichen Genes. 1961.

(10) この傾向を明瞭に示す論文として、Schlesinger, Walter, Herrschaft und Gefolgschaft in der germanisch-deutschen Verfassungsgeschichte, in: HZ, 176, 1953, auch in: Ders., Beiträge, a. a. O., Bl. I, 26—49, 27—49, 28—49.

(11) Bosl, Karl, Geschichte und Soziologie. Grundfragen ihrer Begegnung, in: Ders., Frühformen der Gesellschaft im mittelalterlichen Europa. München 1964. S. 472 ff.

III

オットー・ブルンナーの著書 „Land und Herrschaft“

が一九三九年に出版されたとき、ハインリヒ・ミッタースは「Historische Zeitschrift」に上下あわせて四十五頁におよぶ批評論文を書いた。⁽¹²⁾ その中でミッタースは、この作品が中世的世界に関する認識を著しく豊かにするとともに、とくに方法的側面において大きな貢献をした、と評価してつぎのようにのべている。「ブルンナーの意図したことは、ドイツ、Verfassungsgeschichteの全き新建設のための礎石を築こうということにほかならない。しかも、従来の概念的出発点からの転向、いや、歴史家たちが主として法学に依拠しつつ獲得していた従来の概念装置の破壊のもとでそれをなしとげようとするのである」⁽¹³⁾ (傍点原著)。そして、ミッタースは法史家の立場からブルンナーの旧史学に対する「フェーデ」がかなりの成功を取めたことを認めるのであるが、われわれは、そうした学史上の評価、位置づけをいちおう前提した上で、ただちにブルンナーのVerfassungsgeschichteの方法的側面の検討に入りたい。

ブルンナーは自ら企てようとする中世 Verfassungsgeschichte 研究を「民族秩序 (Volksordnung) の歴史」と名づけ、その課題をつぎのように総括する。「中世の

政治的諸団体の内的構造についての叙述がなされなければならぬ。それは実定国家法の体系以上のものであると同時にこれら諸団体の法的性格の叙述を断念しない。

それは今日国家法にその位置を占めるような法制のみを Verfassung と認め、その他のものを、通例それが刑法または私法において取り扱われる故をもって除外することをしない。中世的諸団体には近代国家の本質的諸概念標識が欠けていることを自覚しつつ、しかもそれを「私的」ないしは「社会」とみなすことをしないような、諸団体の構造叙述が肝心なのである。⁽¹⁵⁾「ブルンナーはそれを、また、「内的な民族秩序の具体的叙述」とか、「政治的行為のなされる具体的秩序の即对象的な叙述」とよぶ。そこで、ブルンナーの叙述に「具体性」と即対象性とを保証する彼の方法が問われることになるが、そのためにはあらかじめ、ブルンナーにとって Verfassungsgeschichte とは何かを検討しておくことが便利である。

第三版への序文の中で、ブルンナーはその書物が「一歴史家によって書かれ、まず第一に歴史家のためにむけられ」た準備的労作であることを強調し、「政治的 Verfassungsgeschichte の一章を書き、即对象的な政治的民

族史への基礎「づくりに力を仮したいのだ」と自らの意図をのべている。また、書物の各所で、彼は、そうした *Verfassungsgeschichte* が、法史、経済史、社会史 (*Gesellschaft*) の歴史という意味での) などと同列に並ぶ一専門歴史科学ではなく、民族の「政治的統一と社会的秩序の具体的総態 (シュミット)」の把握を志向する学問だとのべる。この二つのことは、一見たいたつながらりを持たないように思えるが実は、この「歴史家」「政治的視角」「全体指向性」の間の独特な関連づけの仕方の中にブルンナーの考え方の一つの特色を見ることが出来るのである。

ブルンナーによれば、法史、経済史、社会史などの歴史的個別諸科学は、法学、経済学、社会学などの一部として生長したものであり、法、経済、社会などをそれぞれ一つの自律的領域としてその研究対象とする。こうした歴史的個別科学の簇生 (ブルンナーはこれを歴史学の分化とはみない) は、十九世紀いらいの近代主義的「切り離し思考」 (*Trennungsdanken*)⁽¹⁶⁾ と相まって「歴史家」の研究にも悪影響を及ぼし、それをますます部分化、断片化せしめるにいたった。最近世代の歴史家は自分の

Verfassungsgeschichte を書くこともできなかった、とブルンナーは批判する⁽¹⁷⁾。歴史家は独自の対象領域を求めて、法と区別された意味での「力」の領域に研究を限るか (狭義の政治史)、『*Verfassungsgeschichte*』を法学的歴史家の手にゆだねて経済史といった隣接領域に退脚してしまった。そこで、圧倒的に法史学の影響下にたつ *Verfassungsgeschichte* は、法実証主義的 *Verfassung* 概念のもとで、基本的に *Verfassungsrecht* の歴史に自らを部分化してしまった。しかし、歴史家の関心は、本来、法律家のそれとは全く異なるべきものだ、とブルンナーは言う。例えば、同じ過去の法現象を取り扱うにしても、「その法史を、法律家は、現在の法の歴史的生成を理解するために、法学の枠内で研究し、歴史家は、彼がその運命を記述しその行態を把みたいと欲するか諸団体の内的構造を知るために行なう。……法律家にとって問題は法または個々の法制的歴史的発生であるとすれば、歴史家にとっては民族の変化、その運命、全体としてのその諸秩序が問題なのである」⁽¹⁸⁾。

一九五九年のハンブルク大学・学長講演の中で、ブルンナーはこの点をもっと洗練された形でのべている。歴

史的個別諸科学に対して「歴史」本来の対象はどこにあるか、との問いに対してこう答える。「狭義の歴史、一般史は自律的政治過程という意味での政治をとり扱うのでも、文化なるものをとり扱うのでもなく、その担い手、人間を問題とするのである。そして、そこには常に社会的結合において現われる個々の人間も、人間諸集団もともに含まれる。したがって、狭義の歴史をもつのは、人間と人間諸団体すなわち家族、村落、都市、身分、階級、国家、民族、部族などだけである。人間と人間諸団体はその生存をめぐる争い自らを主張する。彼らはこの意味で「政治的」に行為する。そこには内部に支配関係を含む社会成体 (Sozialgebilde) があり、法的に秩序づけられた権力関係 (Machtverhältnisse) がある。だから、ここには常に、狭義の、より近時の意味における・権力闘争としての「政治」がある。しかし、支配と権力をめぐるこの争いは、与えられた秩序構成の中で行なわれるのであり、それは、したがってより旧くより広い意味での政治でもある。そして、そこにおいては全体としての Polis, Respublica, Gemeinwesen (共同社会) が何よりも大切なこととされる。かように「歴史においては」政

治的なるものが中心的意義をもち、諸団体の中では政治的行為能力をもつ国家といった団体がとくに重要になる。「歴史において」政治が占める優位性はここに由来する。しかし、政治的行為は内部組織、社会的構造および精神的態度の知識なしには理解されえないのである。⁽¹⁹⁾つまり、ここでは、本質的に「政治的」な存在である⁽²⁰⁾ところの人間および人間集団の歴史を人間の本質的屬性の視点から全体性において記述することが歴史家の仕事だ、ととらえられているのであり、この独特の意味での政治史は軍事・外交・権力闘争史ではなく、政治の視点からみられた当該共同社会 (Gemeinwesen) そのものの歴史なのである。このような観察方法を表現するのに最も適切な名称として、ブルンナーは、ウェルナー・コンツェが一九五七年の著作⁽²¹⁾でうちだした「構造史」(Strukturgeschichte) という言葉を採用する。そして、いま新たにこのモダンな言葉で表現されるにいたった彼の観察方法こそ、一九三〇年代後半の学界状況の中で、はるかに泥くさく、生々しい戦闘的姿勢において追求されたあの Verfassungsgeschichte にほかならなかつたのである。

先に引用したように、ブルンナーはシュミットの *Verfassung* 概念を基礎としつつ、「中世の政治団体の内的構造の叙述」を企てるのであるが、そうした *Verfassungsgeschichte* は彼にとつては、「真正にして全き意味における政治的視点にたつ歴史家だけがなしとげうる」ものであった。その際、歴史家はもちろん歴史的個別諸科学の成果に学ばなければならないが、「歴史〔狭義の〕は、たえず研究対象の実証主義的細分化の危険にさらされているこれら専門諸科学に対して、すべての歴史的事象の生きた担い手、すなわち民族」新版では「人間および人間諸団体」への視座を与える。反政治的・自由主義的な意味で「新版では削除」文化史なる集合概念において表面的にまとめられるところの、単なる権力史 (*Machtgeschichte*) としての政治史、法史、経済史等々ではなく、政治的民族史 (*politische Volksgeschichte*)、⁽²¹⁾ 現時の要請なのである。⁽²²⁾ (傍点引用者) とブルンナーは書いた。そして、戦後の新版では最後の傍点部分を、「政治的行爲の理解を志向する『構造史』が追求されなければならぬ」と書き改めている。ブルンナーにおける „*Verfassungsgeschichte*“, „*politische Verfassungsgeschichte*“,

「民族秩序の歴史」、「政治的民族史」および「構造史」の関連は明らかだろう。もちろん、彼が一九三〇年代になぜ他ならぬ民族史を語ったのか、という問題はまた別に問われなければならない。それをしばらく措くならば、ブルンナーの *Verfassungsgeschichte* はまさに「構造史」そのものであり、その意味をくんで日本語に移すとすれば「政治構造史」という訳語をえらぶことも決して不当とはいえないのである。

(21) Brunner, Otto, *Land und Herrschaft. Grundfragen der territorialen Verfassungsgeschichts Südostdeutschlands im Mittelalter*. Wien 1939. この本は一九四三年の増補改訂版(第三版)を用いる。戦後一九五九年に大幅な改訂をうけて第四版が出ているが、それを用いたのは著者と作品と時代とのむきあしならぬ関わりを理解することは困難である。

(22) Mitteis, Heinrich, *Land und Herrschaft. Bemerkungen zu dem gleichnamigen Buch Otto Brunners*. HZ. 163, 1941. S. 255 ff. 471 ff. auch in: *Herrschaft und Staat im Mittelalter*. (Wege der Forschung II), Darmstadt 1956. S. 21 ff.

(23) *ibid.* S. 256 (S. 21).

(24) Brunner, *Land und Herrschaft*. a. a. O., S. 187.

- (91) Huber, Ernst Rudolf, Die deutsche Staatswissenschaft. in: Z. f. d. Gesamte Staatswissenschaft. 95. 1935. S. 1. ff.
- (7) Brunner, Otto, Moderner Verfassungsbegriff und mittelalterliche Verfassungsgeschichte. in: MIOG. XIV. Erg. Band. 1939. S. 516. 上の論文は、その政治形態と Herrschaft und Staat im Mittelalter. (Wege der Forschung II) Darmstadt 1956. S. 1 ff. に収められている。
- (81) *ibid.* S. 516.
- (91) Brunner, Otto, Das Fach „Geschichte“ und die historischen Wissenschaften. in: Ders., Neue Wege der Verfassungs- und Sozialgeschichte. Göttingen 1968. S. 19.
- (20) そもそも人間は生存をめぐって争い合う存在だ、という点はブルンナーの基本的人間観に属するところだ、それは彼にとっては公理であり、彼の「政治史としての歴史」全体はこの基本観照の上に築かれている。ブルンナーの政治概念については Land und Herrschaft. a. a. O., S. 3. の長い脚注を参照。だから、ブルンナーの構造的政治史の中心概念は、特殊に理解された「力」であり、「法」でも「支配」(制度化された力)でもなく。Brunner, Otto, Der Historiker und die Geschichte von Verfassung und Recht. in: HZ. 209. 1969. S. 3. Ders., Bemerkun-

- gen zu den Begriffen „Herrschaft“ und „Legitimität“, in: Neue Wege der Verfassungs- und Sozialgeschichte. 1968. S. 70 ff. を参照。ただ、ブルンナーは同時に「人間を社会的存在としてとらえる観点をも認めておられるであろう。」「人間と人間集団とを共同生活にまぎらう、その社会形成 (Vergesellschaftung) にまつてみる視点」としての社会史 (Sozialgeschichte) なる歴史の個別諸科学の「一つとして」は、(Gesellschaft の歴史という意味での) 社会史とは別として「歴史」として成立するものと考えている。
- Brunner, Otto, Das Problem einer europäischen Sozialgeschichte. in: Neue Wege. a. a. O., S. 80 ff.
- (12) Conze, Werner, Die Strukturgeschichte des technisch-industriellen Zeitalters. Köln 1957.
- (22) Brunner, Land und Herrschaft. a. a. O., S. 188. 4. Aufl., S. 164.

四

最後に、ブルンナーの中世 Verfassungsgeschichte 研究における概念構成の問題にふれておきたい。「Land und Herrschaft」が中世的政治構造の実相について、従来の研究水準をぬく認識に達したことは疑いないが、そこでわれわれの問わなければならないのは、そうした認

識を可能にした方法的基礎である。というのは、ブルンナーの場合、その独自の歴史像は、新史料の発見などによるのではなく、新しい解釈の視点を獲得することによって拓かれたからである。さきに引用しておいたように、ミッターイスは、ブルンナーが Verfassungsgeschichte の「全き新建設」を、「従来の概念装置の破壊」をもってなしとげようとした、と指摘したが、実際、この破壊は広汎で徹底的だった。

それでは、ブルンナーはなぜ「従来の概念装置」を破壊しなければならなかったのか。それはただ一点、「従来の概念装置」の歴史的位相が中世的歴史現実のそれと全く同調していなかったからである。ブルンナーは、中世史家により、中世的政治世界を研究し記述するのに用いられてきた諸基本概念が、いかにそれをうみだした近代に特殊な時代被拘束性のもとにあり、いかに、中世的歴史現実の即対象的把握にとって有効でないかを執拗に「暴露」する。そして、そこに含まれている問題を一般化して、彼はつぎのようにのべる。「われわれがここで当面しているのは、文化諸科学の概念構成においてくり返しぶつかる現象である。ある具体的な限られた経験素

材に即して、相対的に一般的な類型概念が構成され、これがさらに一般化される。しかし、その歴史的類型概念は、その具体的出発点への関連を揚棄することができないので、たえずそれは、内容空疎になるか、歴史的に一回限りの現象を一般化する危険の中にただよう」と。こうした文化・言語科学としての歴史学における「言葉」とりわけ「概念語」の含む問題を説明することが、実は、ブルンナーが三〇年代いらい今日にいたるまで追求し続けている一つの中心主題なのである。⁽²⁴⁾

ここでは個々の概念にたちいって検討を加えることはできないが、「国家」概念を中心として問題の輪郭だけを示しておこう。国家 (Staat) は近世の政治世界から生まれた概念であり、それ以前の時代は国家概念を知らなかった。⁽²⁵⁾ それは「主権」概念と表裏一体をなして構成され、したがって「主権国家」という特殊な組織形態がその概念の内容をなした。十九世紀になると、こうした特殊な国家概念はヨーロッパ人により、「あらゆる時代と民族の政治的組織形態の一般的通則概念 (シュミット)」にまで高められた。同じく十九世紀には、公的な国家との対比において、基本的に私的な経済社会と扱えられる

「社会」(Gesellschaft) 概念がつけられ、「国家と社会」なる形で世界史の整序概念に仕立て上げられる。しかし、近世以前のヨーロッパにおいては政治的共同社会たる „res publica“ (こぞまことに „societas civilis“ (市民社会) にはかならず、それと区別されるのは „oikos“ (家) であり、「市民社会」をとり扱う統一の学問が „Politik“、「家」に関する統一の学問が „Ökonomik“⁽²⁶⁾であった。「市民的」は近代語と違って「政治的」に對立するのではなく、「自然的」に對立する。「市民社会」は「国家」にではなく、「自然状態」(bellum omnium contra omnes) に對立する。十八世紀の後半を転期とする国家と社会の分離過程の中で、はじめて、「市民社会」に関する統一の学問であった「政治学」が国家の学と社会の学に分れ、家の学から「国家空間における市場の学」に変質したところの経済学と並立することになったのであり、この過程を通じて、国家は、「精神的、物質的諸価値の担い手」たる社会と對立する形で、権力的支配の「強制装置」ないしは「法的形式・規範的秩序」となったのである。

十九世紀に特殊な国家概念が世界史の普遍的整序概念

とみなされ、中世史家によっても自明のこととして中世の歴史現実の思惟的整序のために用いられた。彼らは、時に「封建的無政府状態」とすらみえる中世の長い政治現実の中に、やはり歴として貫く国家の实在性を論証するか、逆にその非国家性を描きだそうとするかのどちらかであった。しかし、こうした作業によって明らかとなるのは、結局、中世的政治世界は近代国家であったか否か、どの程度まで、どのような形で近代国家であったか、なかったか、ということだけであり、それでは何として中世的政治構造そのものの具体的叙述はできない。いわゆる中世ドイツ国家論争、中世的租税 (Steuer) の起源と性格 (公的か私的か) をめぐる論争、統一的国家権力と理解されたる Landeshoheit (ラント高権) の起源をめぐる論争、Landstände (ラント等族) の「代表制的性格」をめぐる論争などドイツ中世史学界全体をゆさぶった大論争は、ことごとく中世の史料を特殊近代的な概念装置をもって解釈しようとするところから生じたのであり、設問そのものが「実」をもたないのである。「中世的秩序を、一方において十九世紀の „Gesellschaft“ に關する社会・経済史や社会学の諸範疇、他方においてこ

れら社会の諸学説に対応する実証主義的国家法の諸範疇をもつて記述することは不可能である。」中世的政治構造を具体的に記述するための「Terminologie」は可能な限り史料そのものから引きだされるべきであり、そうした概念によってこれら史料の意味は正しく解明されうるのである。」

ブルンナーは、およそ右のような考え方に基づいて、実際に中世の史料用語（しかもラテン語ではなくドイツ語の）から独特の諸基本概念をうちだし（これが彼の書物の中心部分を占める作業である）、徹底的にそれらを用いて中世的政治構造の像を記述する。例えばこうである。「das deutsche Land」は土地を支配し土地を耕作する人々の団体であり、その中では Landrecht（ラント法）の具体的秩序が妥当する。Landrecht は実定的諸定律の総体にとどまるものではなく、それを遵守すべき人間を超越した宗教的秩序の中に根拠づけられており、「正義」と同義である。こうした前提のもとにおいてのみ、正当な暴力、フェーデ、抵抗——しかも上級権者（Oberkeit）に対するそれを——も内包するような政治的団体がありうる。個々人の正当な暴力が存在し、

「国家」が正当な強制権力の独占をしていないような世界は、平和的、市民的（bürgerlich）市民社会（zivile Gesellschaft）ではありえない。そこで Haus と Herrschaft の本質、Treue und Huld（誠実と忠愛）、Schutz und Schirm（保護と庇護）、Rat und Hilfe（助言と援助）の関係にあるその仕組みへの問いが生ずる。これと同じ範疇は、Grund, Stadt, Lehenherrschaft においても Landesherrschaft においてもたち現われる。Landesherr もまた Schutz und Schirm を行使する、即ち Land に対してはより広いそれ、しかし「主権」の欠如のゆえに自らの Kammergut（直轄地）に対してはより狭密なそれを。Landschaft（ラント等族）に対する彼の関係は Treue und Huld, Rat und Hilfe によって規定される。こうした概念——それは常に法概念であると同時に、中世的法意識の意味においては宗教的・道義的概念でもある——は、われわれによってとり扱われたすべての制度において現われるのである」と。これに続けてブルンナーは言う。「われわれによって用いられたこの諸概念は、新しい社会学や法律学の難しい学術語とくらべて、素朴で見えがしいかもしれない。しかしそれ

らは一つの利点をもっている。即ち、それらは史料の言葉から採られ、無数の言い廻しで史料の中に再帰するということである。⁽²⁷⁾

さて、右にその輪郭だけを示したような仕方では、ブルンナーは「近代的概念装置を破壊し」、中世的生活現実の歴史的位相と同調する概念を史料の言葉をもって構成しようとするのであるが、そこで、われわれの問題はつぎのように提出されることになる。即ち、ブルンナーは、果して、そうすることにより、彼によって鋭く、また、かなり多くは正しく批判された「近代的」歴史学者と異なり、自らの時代被拘束性から解放されて中世の世界に立入ることが出来たのだろうか。歴史学的認識手段としての概念を構成するということが、決して言葉選びの問題ではなく、大小の歴史的生活現実に関する理念的観念像を構成する作業であるとすれば、ブルンナーがたといその際に中世史料そのものの言葉を用いるとしても、その概念の内容をなすのはブルンナーの観念像にはかならず、そのブルンナーは一九三〇年代のドイツ以外のどこに場を留めているでもない。誤解をさけるために言っておけば、私は歴史概念が史料用語に即してつくられ

ることの有効性を否定しないし、ブルンナーの概念構成も「近代的」概念装置（もちろん中世に持ちこまれた場合の）と較べれば相対的には成功していることを認める。しかし、その相対的な成功は史料の言葉を使う使わないの技術的理由によって決定されたものとは思えない。むしろ、ブルンナーの目になぜ中世的政治構造が相対的によく見えたかは、彼の目に従来概念装置の時代被拘束性を鮮明にとらえしめ、それを「近代的」と性格規定せしめた立場、彼にとっての「現在」の立場を問うことによつてしかつかめなれないと思われるのである。⁽²⁸⁾

ここまで進めてきたわれわれの考察は、一つの大きな課題を設定することをもって、一応終らなければならぬ。ブルンナーは中世的政治構造の具体的で即対象的な記述をめぐして（科学性への指向といつてもよい）、「従来の概念装置」の特殊近代的時代被拘束性を明らかにしたのであるが、それにかわつて彼がうちだした「史料語的」概念装置は、一体、どのような時代被拘束性のもとにあるのだろうか、それは、一九三〇年代ドイツのどのような時代状況と時代思想に、どのような形で根ざしているのだろうか——これがつきにわれわれのとりにくむべ

き課題である。その際、この課題にとりくむわれわれの姿勢が、あくまでも中世的政治構造のより客観的な記述への指向に貫かれるべきことは言うまでもないが、それは、根柢において、われわれ自身の時代被拘束性を可能な限り明晰に見透したという欲求とつながって、つらいつらいつともまた疑ふなす。

- (23) Brunner, Land und Herrschaft. a. a. O., S. 129.
 (24) この点の領域についての研究としては、前掲 Moderner Verfassungsbegriff usw.; Bemerkungen zu den Begriffen „Herrschaft“ und „Legitimität“, G. H. v. D. Das „ganze Haus“ und die altheuropäische „Ökonomik“, in: Neue Wege. a. a. O., S. 103 ff. „Fendalismus“, Ein Beitrag zu Begriffsgeschichte. in: Neue Wege. a. a. O., S. 128 ff. などと併し重要である。なほ、言語科学としての歴史学における「言葉」の問題について鋭く洞察を示したものでして、中川孝「隋・唐」(一九六九年の歴史学界——回顧と展望——)『史学雑誌』七九一六、一九二頁以下)が参照されるべきである。
- (25) Schmitt, Carl, Staat als ein konkreter, an eine

geschichtliche Epoche gebundener Begriff. in: Ders., Verfassungsrechtliche Aufsätze. Berlin, 1958. S. 375 ff. 以下の部分は特別の指摘がなされる限り、Brunner, Land und Herrschaft. a. a. O., S. 124 ff. (4. Aufl., S. 111 ff.) Ders., Moderner Verfassungsbegriff usw. a. a. O., S. 521 ff. の叙述に依る。

- (26) Brunner, Das „ganze Haus“ a. a. O., S. 104.
 (27) Brunner, Land und Herrschaft. a. a. O., S. 503 f.
 (28) ブrunnerのこの研究を現在から出發したとき「既在」の指向については強調しよう。その中で、つらいつらいつともまた疑ふなすの Brunner, Moderner Verfassungsbegriff. usw. a. a. O., S. 516—518, 527 f. を参照。また、中世の言葉と現代の言葉との関係については、Mittels, Heinrich, Land und Herrschaft. a. a. O., S. 274 f. (39 f.). Schlesinger, Walter, Die Entstehung der Landesherrschaft. Untersuchungen vorwiegend nach mittel-deutschen Quellen. 2. Aufl., Darmstadt 1964, S. 5 f. を参照。

(一橋大学助教授)